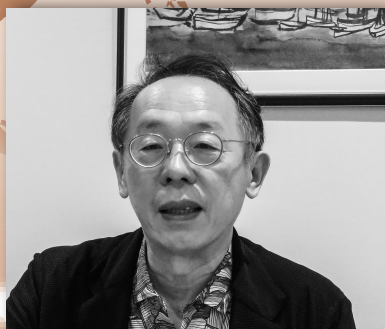


環境地盤工学の確立と社会実装
—持続可能な制度設計と次世代の育成—きたむら よしのぶ
北村 喜宣

上智大学法学部 教授

神戸大学法学部卒 専攻は、環境法学、行政法学。著書として、『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ビレッジ、2007年）、『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）、『環境法【第6版】』（弘文堂、2023年）等。

か もん まさし
嘉門 雅史

一般社団法人環境地盤工学研究所 理事長

京都大学工学部交通土木工学科卒。日本学術会議会員、日本工学アカデミー副会長等を歴任し、現在は環境地盤工学研究所や泥土リサイクル協会の理事長を務めている。著書として、「新体系土木工学 土の力学(1)」（技報堂出版、1988年）、「地盤環境工学」（共立出版、2010年）等。叙勲 瑞宝中綬章。

さ と う いずみ
佐藤 泉

佐藤泉法律事務所 弁護士

早稲田大学第一文学部卒 環境関連法に関する法律相談、訴訟等を専門とする。第一東京弁護士会 環境保全対策委員会所属。著書として『廃棄物処理法重点整理』（TAC出版、2006年）等。

【北村】 今回のゲストは、京都大学名誉教授、工学博士で、現在、一般社団法人環境地盤工学研究所理事長の嘉門雅史さんです。

嘉門様は、京都大学ご卒業後、京都大学助手、講師、助教授を経て、平成3（1991）年4月から京都大学教授に就任されました。京都大学 大学院地球環境学学長も務められ、平成20（2008）年9月に京都大学をご退職になりました。その後、国立高等専門学校機構香川高等専門学校校長も経験されています。

国土交通省では、建設リサイクル推進計画、建設汚泥リサイクル指針の策定支援、NETIS（ネティス）技術の活用と評価、土壌汚染対策などの各種委員会で委員長を歴任され、地盤工学の専門性を通して、建設発生土及び建設汚泥の有効利用、廃棄物混じり土の適正処理など、循環型社会構築に向けた建設業界の取り組みを支援してこられました。また環境省では、廃棄物利用ガイドラインの策定や、廃棄物処分場跡地の形質変更における適正施工方法、放射線汚染土壌の処理、低コスト低環境負荷型地下水・土壌汚染浄化技術検討委員会の委員等を務められました。

本日は、嘉門様が環境地盤工学という新たな分野

を開拓されたきっかけ、循環型社会に向けた建設業界への期待、また人材の育成などについて、お話を伺います。

1.「環境地盤工学」の確立と国際展開

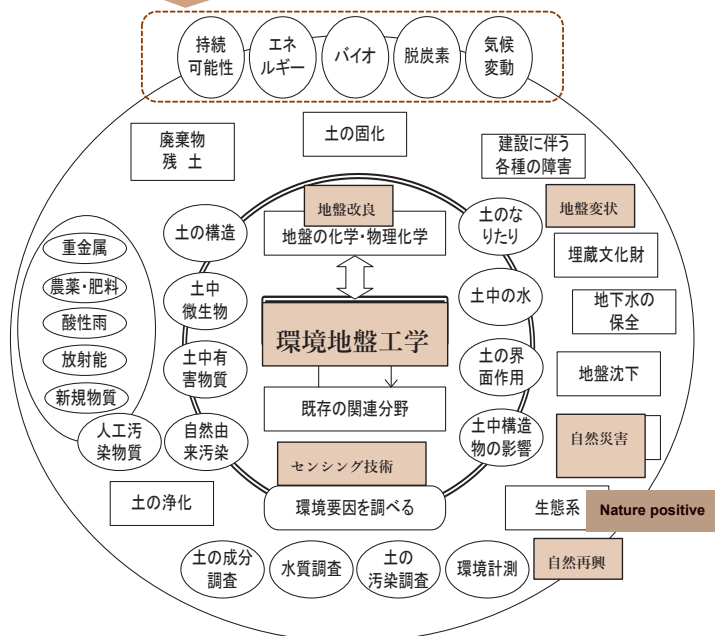
【佐藤】 嘉門様の大学での専攻及び地盤災害の分野から環境地盤工学へと研究を進められた経緯を教えてくださいませんか。

【嘉門】 京都大学では工学部土木工学科土質力学研究室に所属し、超軟弱地盤の物性に関する研究等に取り組みました。当時は各種公害問題が日本各地で多発しておりましたが、静岡県田子の浦港のパルプ廃液によるヘドロ処理を研究対象としたのが始まりでした。物性を改良すれば建設資材として活用することが可能ですので、各種の地盤改良工法に関する研究と並行してヘドロ処理に取り組んだ次第です。

本来、地盤工学が取り扱う研究分野は極めて広範なものです。人類は地球上に生存していますから、各種の自然外力による災害を避けて通ることはできません。人が係ることが災害に繋がることになり

地盤工学会における環境地盤工学分野研究の新たな試み（2023年から始まる）
「地球環境問題の解決に向けた環境地盤工学分野の新たな展開に関する研究委員会」

これら地球環境問題に係る、具体的な環境地盤工学の姿を明示したいとのこと。
委員会活動の概要



環境地盤工学のあらまし

（1994年発行の環境地盤工学入門に加筆）委員会の提案

“Environmental Geotechnics”の用語は1981年のStockholm会議でのS-o-A Reportで初めて用いられた。

これを嘉門が「環境地盤工学」と翻訳した。

図「環境地盤工学のあらまし」

ますので、自然災害は優れて環境工学の側面を有しております。したがって、ごく自然に「環境地盤工学」として取り扱うべきと考えた次第です。地盤工学に関する世界会議では1981（昭和56）年にストックホルムで開催された国際地盤工学会（ISSMGE）の第10回大会の会議ではじめて“Environmental Geotechnics”という用語が取り上げられ、これを私が環境地盤工学と和訳させていただいて今日に至っております。そういう意味では「環境地盤工学」という学問は新しい分野と言えるでしょう。国際活動としては、1994（平成6）年にカナダのエドモントンで第1回世界会議（International Congress on Environmental Geotechnics（ICEG））が開催され、第

2回を私が代表として1996（平成8）年に大阪で、第3回を1998（平成10）年にポルトガルのリスボンで開催し、それ以降は4年ごとに世界各地でICEGが開かれています。

さらに、この分野の研究仲間とともに、1994（平成6）年に「環境地盤工学入門」という書物を土質工学会（現在の地盤工学会）から発刊して普及に努めており、同年に環境地盤工学シンポジウムを開催し、2年ごとに継続して開催しております。環境地盤工学の取り扱う範囲は図のように極めて広範な領域に設定しており、地球環境の問題に係る広い研究領域を包含するようにしています。

2. 地球環境学堂の創設と全学組織の運営

【北村】 京都大学において、地球環境問題に対して全学的対応をするべく学堂を設置する経緯はどのようなものでしたか。私にも経験がありますが、全学調整は、とりわけ人事をめぐるものがたいへんです。設置にかかわられた方々には、相当の苦労があったと思います。

「地球環境学堂・学舎・三才学林」に込められた理念(文理融合)

【嘉門】 地球温暖化防止への取組は1997(平成9)年12月の京都議定書の採択以来、我が国でも多くの方々の高い関心を集めていますが、京都大学では地球環境問題への貢献の必要性を早くから意識して、工学部に大学院環境地球工学専攻が京都議定書採択の6年前の1991(平成3)年4月に設置されています。さらに地球環境問題研究に対する全学的盛り上がりに対応して、文理融合型の大学院を全学組織として創設するべしということになり、学部を持たない独立大学院として地球環境学堂、学舎、三才学林という名称で2002(平成14)年4月に組織されました。学堂は研究組織、学舎は教育組織、三才学林はこれを繋ぐ天才・地才・人才の集合体であるとして議論を戦わす場と考えた次第です。

ユニークな名前を付けられたものと誇られることもありましたが、中国の方には大変よく理解できると好評でした。

教授会の運営と組織マネジメント

【嘉門】 設立時に参加した学部は文学部、法学部、経済学部、総合人間学部、農学部、理学部、工学部でしたが、理工系教員が約70%を占めていました。それぞれの異なる研究課題に長年取り組んでいると個人的な性格も変化するようで、異色な教員からなる教授会の運営は議論に時間を要し、すこぶる難しいものでした。4つの議題を2時間で扱う場合、

工学部出身の感覚では到底終わらないと考えますが、当時は気にせず1つの議題に2時間以上かけて議論していました。学堂長時代は教授会の議長を務めるのが大変でしたが、あらかじめ議論の“けんか相手(論客)”となる工学部の教授を1人決め、その人物と徹底的に議論することで、他の意見を適度にいなしながら時間内に会議を収めていました。今振り返っても大変面白い経験でした。人事関係はそれぞれの出身部局に全権をお任せして経営しておりましたので、割合スムーズに処理できたものです。

3. 産学連携と技術の社会実装への支援

【佐藤】 地球環境問題の解決には、技術の進歩と経済との調和が必要だと思います。京都大学では、産業界との連携について、どのような取り組みをされているのでしょうか。

【嘉門】 産学の連携については従来から積極的に取り組んでおり、単に教授の個人的な共同研究に止まらず、数多くの寄付講座で産業界の支援を得て、人的にも交流が増加しております。また、研究資金を確保するために知財獲得にも努めており、特許権収入も米国には遠く及びませんが、京都大学は特にIPSの研究で特許権実施等収入の総額が非常に多いことはよく知られております。現在日本の大学では最多ではないかと思います。

地球環境問題の解決には政策面からの関与も欠かせませんので、大学の教員にも政策リテラシーへの理解を積極的に働きかけておりました。また、温暖化防止技術の研究開発成果を、核融合の研究や、新規有機燃料の開発研究、革新的材料開発研究などのベンチャービジネス創出に積極的な支援をしております。

4. 建設副産物リサイクル推進計画の策定

実態調査から見える「リサイクル率」の課題

【北村】 嘉門様は国土交通省が作成した建設副産物リサイクル推進計画の2008年版、2014年版の策定

にご尽力されています。建設副産物と建設発生土を含んだ建設廃棄物は、一般廃棄物の排出量の約10倍と言われており、その減量・リサイクルは国にとって大きな課題でした。また、建設発生土は、廃棄物処理法の対象外とされますが、この適正利用も重要だと思えます。リサイクル推進計画を作成し、その実施状況を確認するうえで、何がポイントだったのでしょうか。

【嘉門】 建設副産物リサイクルは建設廃棄物を対象としていますので、基本的には建設発生土は対象外です。したがって、建設廃棄物のうち、コンクリートがら、アスファルトコンクリートガラ、建設汚泥、建設木材、混合廃棄物、などそれぞれの材料分野ごとのリサイクルが肝要でした。これを強力に推進したことで建設廃棄物のリサイクル率の向上は飛躍的に進んだものとみなされます。さらに、建設副産物リサイクル推進計画2020年ではリサイクルの品質向上へと展開されております。

また、推進計画の創出の上で、その元データとなる6年ごとに実施されている建設副産物実態調査が重要です。国の統計データは全量調査ではなく、推計が入るものですから信頼性への疑義を避けることが出来ません。例えば建設汚泥のリサイクル率が2006年当時に既に80%を超えていると言う結果になりましたが、担当者の実感とは大いに差があるものでした。指定処分と自由処分との相違が実態の把握を難しくしているようです。

【佐藤】 公表されている高いリサイクル率には、実態を伴っているのかという疑問があります。

【嘉門】 マニフェストの情報だけで追っていて、元請けから先で本当にリサイクルされたかという追跡調査まではしていません。特に民間主導の建築分野で多い「自由処分（処分先の指定がない契約）」の場合、「処分した」という報告だけでリサイクル実績にカウントされてしまい、実態が不透明な点が問題だと感じます。

リサイクル推進に向けた発注者と元請けの「共同責任」

【佐藤】 建設リサイクルにおける発注者の立場も分かりにくいですね。発注者が厳しく指示すればリサイクルに回りますが、「元請け責任」が強調されることにより発注者は主体的に関与しなくてよいという誤解を与えています。

【嘉門】 ただ、最近では自治体によって発注者が主導し、A工事で出た建設汚泥を改良してB工事の現場で再利用する取り組み（自ら利用）も始まっています。こうした発注者主体のリサイクルシステムが全国へ広がれば、個別の許可（個別指定）取得の難しさを超えて、建設汚泥の再利用が大きく推進されるのではないのでしょうか。

【佐藤】 特に大型工事においては、発注者が厳格に管理をしなければ、相見積もりを取った際に単なる価格競争（コスト削減）に陥ってしまいます。その結果、廃棄物がどこへ搬出されたか分からないという事態を招きかねません。極端に言えば、公共工事や大型工事については、排出者責任を発注者と元請けの「共同責任」にすべきではないのでしょうか。元請けだけに責任を負わせるのではなく、両者の共同責任とすることでリサイクルを強力に推進していくことが必要で、発注者側もより主体的な責任を持つべきだと考えています。

【北村】 非常に重要なご指摘ですね。発注者と元請けのあり方を考えた場合、例えばアスベスト（石綿）対策においては、大気汚染防止法のもとで発注者側にも一定の管理責任が課されています。「適切に監視・確認すべきである」という位置づけが明確になされているわけです。しかしながら、現在の廃棄物処理法の枠組みにおいては、そこが明確に切り離された状態になっています。おっしゃる通り、この発注者の責任範囲を将来的にどう展開していくべきなのかという点は、今後の法制度やリサイクル推進における重要な論点の一つになると私も考えております。

5. リサイクル資材の調達課題

【佐藤】 リサイクルの推進には、量と質を同時に確保する必要があります。公共工事における利用が推進されれば、リサイクル資材の活用が進むと思いますが、自治体の調達部門ではリサイクル材の受入れに難色を示すことが多いように思います。この問題はどのように解決できるのでしょうか。

【嘉門】 建設資材の調達には時間的余裕が少ないことが多く、安易に購入材に依存することになりがちです。また自治体における人材の不足が深刻なことも課題です。

各種の建設廃棄物のリサイクル縮減量は排出量の過半数を超えており、建設廃棄物のリサイクルとしては優等生であるかと存じます。ただ、建設汚泥については国の実態調査データと一般社会でのリサイクル率との認識とに乖離が生じております。この件は建設汚泥の厳密な指定処分が進めば改善されることと期待しています。また、自ら利用が促進すれば、より適切なリサイクルにつながるのではないかと思います。

なお、建設混合廃棄物というのは、これは非常に厄介な代物でございますので、工事量が増えれば必然的に建設混合廃棄物が出てまいります。したがって、排出量を削減するということが非常に難しいので、現実には、目標達成はなかなか難しいというのが実情かと思います。

6. 汚染土壌対策、建設発生土の法的位置づけ

【北村】 リサイクル材の有効利用、汚染土壌の対策、廃棄物混じり土への対応等で、具体的に関与された事案があればご教示ください。また、法学的観点からは、現実に処分されている建設発生土が廃棄物処理法のもとでの廃棄物ではないとなっているのには、違和感を抱きます。

【嘉門】 まず「法学的観点から、現実に処分されている建設発生土が廃棄物処理法のもとで廃棄物で

はないことに、違和感がある。」というご指摘について、私の考えを申し上げます。年間2.9億 m^3 以上にも及ぶ建設発生土は、本来地盤材料そのものですから大部分は資材として活用されてしかるべきです。道路工事では切り盛りバランスとして余分な土材料が発生しないことが巧みな工事設計とされてきたものです。したがって、国は発生土基準を作成して土の物性に応じた利用工事を明確にしてリサイクルを進めてきております。しかしながら、建設発生土の量が膨大であることから余剰分は仮置きせざるを得なく、これが問題を引き起こすことが多くなっている理由です。この仮置き場の安全安心の確保が重要です。一時仮置きした後に需要先へのスムーズな供給を可能にするべくマッチングシステムが用意されていますが、現実には100%機能しているとは言い難い状況です。しかしながら、使い道のない建設発生土は全て廃棄物であるということになれば、その膨大な量を取り扱いコスト上昇に直結してしまうことでしょう。国土保全施策として必ずしも有利とは思えません。

【北村】 土壌として再利用の用途がない建設発生土について、「これらをすべて廃棄物として扱った場合、社会的な影響はどうか」という懸念は、まさにおっしゃる通りです。現在の制度における問題点は、「廃棄物処理法の対象外である」とされた途端に、その後の適切な受け皿（規制や管理の枠組み）が存在しなくなってしまうことにあります。そのため、新たな盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）が施行されるまでは、各自治体の条例に委ねざるを得ないのが実態でした。しかし、条例が未整備の地域においては、廃棄物処理法第16条（不法投棄の禁止）の違反にも問えないという、法制度の空白地帯が生じていたのです。この領域の管理や運用を、今後どのように構築していくべきなのかという点は、私自身も極めて重要な課題として注視しております。

【嘉門】 リサイクル材の有効利用の視点で私は鉄鋼スラグや石炭灰、建設汚泥改質土の研究にも関与しました。

さらに、汚染土壌の対策では平成14（2002）年5月に土壤汚染対策法が成立しましたので、平成16（2004）年4月に「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」を発刊し、平成24（2012）年4月に改訂版の発刊に繋げています。また、平成17（2005）年11月に「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対応マニュアル（暫定版）」の発刊にも努めました。

さらに、平成22（2010）年4月の土対法改正に伴い自然由来による重金属を含む土壌も法対象になったことから「建設工事で発生する自然由来重金属含有土対応ハンドブック」の監修も行いました。

廃棄物混じり土への対応では、平成21（2009）年10月に「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」の発刊に努めました。

7. 自然由来の汚染リスク評価と適切な対策のあり方

【佐藤】 土壤汚染対策法で、自然由来の汚染について対策を求められていることは、土地利用、インフラ整備に支障を生じさせているように思います。今後、制度面及び環境コミュニケーションの面でどのように進めるべきでしょうか。

【嘉門】 自然由来の汚染土に関しては、対象物が元々そこに存在したものであるという事の理解が大切です。土壤汚染対策法が出来てしまうと、その文言に左右されがちで、本来の規制の精神そのものが忘れ去られることが多いものです。改正土壤汚染対策法も環境リスク評価の効用が取り入れられていますので、過剰な対策にならないような配慮が必要です。過ぎたるは及ばざるがごとしという精神が大切です。

過剰な対応の一例として、このような経験がありました。かつて札幌の定山溪温泉で国際会議を開催した際、終了後に外国人研究者たちと温泉に浸かって楽しく過ごしました。しかし翌日、札幌のトンネル工事現場を視察した際、掘削した土（ずり）から環境基準の約100倍（約1mg/L）位のヒ素が検出さ

れたため、莫大な費用をかけて隣に別のトンネルを掘って、ヒ素混じりの掘削ずりを埋め、コンクリート版で蓋をして厳重に封じ込めている、という説明をしたのです。これを聞いた外国人は全く納得しませんでした。前夜に入浴した定山溪温泉は基準の100倍近いヒ素を含む泉質だからです。土壤汚染の含有量基準は、子どもが砂場で遊んで口に入ってしまうような状況を想定して作られています。トンネルの土に対して、工事費を3倍にも跳ね上げてまで厳重に扱うのは、明らかに過剰な対応と言わざるを得ません。拡散を防ぐためにきちんと遮水・封じ込めを行うなど、適切な落としどころを見極めることが重要ではないでしょうか。

8. 廃棄物処分場の技術基準と汚染土壌対策への実践

鶴見川遊水地における異物混入土の無害化処理と情報公開

【佐藤】 廃棄物処分場に関する研究について、特に、鶴見川遊水池での廃棄物汚染土の浄化対策などは如何でしょうか。

【嘉門】 廃棄物処分場から外部環境へ有害な浸出水を漏れ出さないようにすることがすこぶる重要です。管理型廃棄物処分場でも遮水工の構造基準が定められたのはそう古いことではなく、廃棄物最終処分場の構造に関する技術上の基準は、平成7（1995）年12月に強化され、遮水工などの設計手法が明確になったものです。

私はジオシンセティック材料での研究成果を実際の遮水工へ展開することに関与しました。従来は遮水のためのジオシンセティック材料は、建築物の屋根の防水シートや、ため池の遮水シートと同等の基準でしたが、厳格なシート材料基準に改められました。港湾における管理型海面処分場の高度利用指針の策定にも努めました。

建設省（当時）京浜河川工事事務所が平成11（1999）年に鶴見川多目的遊水地の改修工事に着手した際に、PCBやダイオキシン等を含む異物混入

土が見つかり大問題となりました。鶴見川遊水地は「新横浜ゆめオアシス」の愛称で呼ばれる地元の方々の散策の場であることから、早急に汚染対策が求められました。土壌処理技術検討委員会委員長として適切な対応施策を指導しました。委員会では神奈川県や横浜市とも密接な連携を取り、地元の皆様には情報をフルオープンにした上で議論するように努めましたので、当初マスコミは騒ぎましたが、平成12（2000）年度中に5回の慎重な議論を経て対応策をまとめました。当該地外へ汚染物質が漏洩しないような処置をした上で、現地で一時保管場所を設定し、異物混入土を格納するようにしました。PCB10mg/kg以上、ダイオキシン1000pg-TEQ/g以上の基準超過土（約5,500m³）は、一時保管土Aとして掘削し敷地内の一角に集め格納した上で、平成13（2001）年から無害化処理（還元熱化学分解方式）を施して平成16（2004）年に完了しています。これらの工事期間中は現地のインフォメーションセンターに設置したモニターで誰でも見学することを可能にし、モニタリングデータも公開しましたので、地域の方々にも信頼していただけたものと確信しています。工事の直後に現地は平成14（2002）年6月にサッカーのワールドカップ日韓共催大会の決勝戦が開かれた日産スタジアムのある場所ですので、より緊急の対策が求められたものです。

最終処分場跡地の形質変更ガイドライン

- 東京湾横断道路での技術検証 -

【嘉門】 廃棄物最終処分場跡地の形質変更に係るガイドラインの策定にも努めており、特に国交省の港湾における管理型海面処分場の高度利用指針策定時には海底面の遮水粘土層を貫通する杭打設に係る指針の作成に関わりました。具体例を挙げますと、東京湾横断道路（東京湾アクアライン）の工事では、非常に軟弱な有明粘土層を貫通させて杭基礎を打設する必要がありました。その際、杭が遮水粘土層を貫通することによって、上部に受け入れた廃棄物や汚染物質が下層へと漏れ出てしまう構造的な危険性（遮水機能の損壊リスク）について評価を

行いました。こうした環境リスクを完全に排除し、安全性を担保するための技術的アプローチを確立したことは、指針作成における極めて重要な取り組みであったと考えております。

9. 人口減少社会における地域再生と脱炭素へのアプローチ

分散型インフラの整備と多様な人材による地域社会の構築

【北村】 日本では今後、人口減少と地方都市の過疎化が進むと予想されています。今後地域における資源循環、脱炭素社会の実現はどうやったら達成できるのでしょうか。

【嘉門】 人口減による過疎化の課題は避けませんが、地域再生のための新しい息吹きは各地でみられています。分散型の再生エネルギーの獲得や、上下水道施設、デマンド交通網、地域防災システム、地産地消の食料の確保などを通じて、交流人口や2拠点生活者、移住者等の多様な方々が地域文化環境に馴染んで、新しい社会を築いてくださるものと期待しています。私も可能な限りの支援を継続したいと考えています。

隠岐の島にみる豊かな暮らしと地域文化の継承

【嘉門】 実は先月、島根県の隠岐の島（島後）を訪ねました。現地では、中国電力の休止施設を復活させた小水力発電が地域貢献に寄与している現場を視察しました。島では住民の方々が家に鍵をかけずに暮らせるほどの結びつきが残っています。例えば、一年のうち半年を島で過ごし、旬の豊かな海産物を味わいながら、自ら畑を耕して優雅な生活を送られている方もおられます。近代的な文明社会の基準から見れば不便な面もあるかもしれませんが、食料の自給も含めて非常に生き生きとした暮らしがそこにあります。現地の町長のお母様もお元気で、歩行に苦労されながらも得意の料理を振る舞い、周囲から届く食材を囲んで楽しく暮らしておられました。地域のイベントにも積極的に参加され、そ

の生活に馴染むことで得られる豊かな時間を満喫されています。もちろん、こうした魅力的な暮らしがある一方で、人口減少という厳しい現実に向き合っているのは紛れもない事実です。

【佐藤】 だからこそ、残したい大切な地域文化があるわけですね。

【嘉門】 その通りです。ですから、移住者や交流人口の方々に地域の生活に馴染んでもらうことが重要になります。そのためには、地域住民と同じ目線で共に暮らすという姿勢が欠かせません。幸いにも、そうした新たな調和を目指す動きや兆候は、各地で確実に芽生えつつあるのではないかと考えています。

10. 地球環境問題への継続的なアプローチと次世代の育成

【佐藤】 嘉門様は、地球環境問題に対応する研究の促進と人材の育成にご尽力されています。そのご経験と今後の課題について教えてください。

【嘉門】 地球環境問題が身近な環境に直接影響を及ぼしているという、『自分事』としての意識が、近年広く定着しつつあります。しかしながら毎日の生活でつい忘れがちになるのも事実です。取り組みを継続することの重要性を強調したいと思います。

また、研究の促進には若い人への支援が欠かせません。私どもの一般社団法人環境地盤工学研究所（RIEG）では若手研究者研究助成事業を行っており、毎年2名ないし3名の方々に研究助成をして、1年後にその成果の発表を聞くことを楽しみにしています。積極的な応募を期待する次第です。

【北村】 本日は、土木工学がご専門の嘉門様から、50年以上にわたり、土木工学の見地から、日本及び世界の環境問題について調査研究を続け、建設副産物及び土壌汚染対策の国の政策を後押しされてきた歴史を伺いました。

日本は災害の多い国であり、また限られた国土の有効利用も重要です。国及び自治体と企業及び市民

との連携、人材育成に貢献されて貴重なお話を伺うことができました。本日はありがとうございました。



— 次回号も新たなゲストの方をお迎えいたします。

（注）本記事中の年号表記は、国際的及び関連事項等については西暦（和暦）年、国内については和暦（西暦）年として記載しています。